

静岡市の生涯学習等のサービス内容に係る再編方針

1 再編の目的

静岡市の生涯学習施設や市民活動を支援する施設は、これまで地域における学びや交流、活動の場として重要な役割を果たしてきました。

一方で、人口構成の変化やライフスタイルの多様化、民間事業者によるサービス提供の拡大などにより、生涯学習や市民活動を取り巻く環境は大きく変化しています。また、施設ごとに利用方法や利用条件、サービス内容が異なることから、「利用方法が分かりにくい」「施設によって使い勝手が異なる」といった課題も生じています。

このため、現在の施設配置を当面維持しながら、生涯学習や市民活動等を支えるサービスの質を高め、誰もがより利用しやすい環境を整えるため、「静岡市の生涯学習等のサービス内容に係る再編方針」を策定しました。

市民の皆様や関係団体等との意見交換でいただいたご意見を踏まえ、施設の特性や役割を活かしながら、利用しやすい制度やサービス内容を充実させます。また、将来にわたり学びや活動を支える環境を整え、誰もが利用しやすい施設づくりを進めていきます。

2 再編のめざす姿

生涯学習の分野においては、市民一人ひとりが身近な場所で学びや活動に参加できる機会を確保し、子どもから高齢者まで全ての世代が心身の健康を保ち、生きがいを感じられるようにすることが必要です。

また、市民活動分野においても、市民がそれぞれの目的や関心に応じて主体的に活動できるような環境を整え、支援していく必要があります。

これらを踏まえ、教育基本法第3条(※)に位置づけられる生涯学習の理念に基づき、生涯学習等のサービス全体の質の向上を目的として、めざす姿を以下のとおりとします。

誰もが身近な場所で学びや交流、地域活動に継続的に関われる機会を確保し、地域の特性を踏まえたサービス提供と機能の連携により、多様な学習や活動を支え、市民の力による地域づくりを促進する。

再編内容のポイント

- 全世代が利用しやすいサービスの提供
- 身近な場所で学び・活動ができる環境整備
- 分かりやすく使いやすい施設運営
- 多様な学びや地域活動への支援の充実

※基本的な考え方(教育基本法から):生涯学習の理念

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

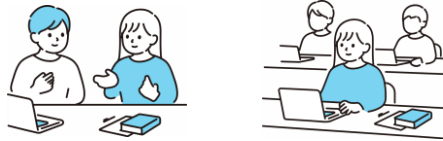


3 方針の概要

市民向けの講座や学習機会等を提供する60施設について、役割や機能を整理し、施設の特性に応じて4つの類型に分類しました。今後は、誰もが利用しやすい施設づくりを基本に、類型ごとの役割を明確にしながら、各施設の特性を生かした機能の充実とサービスの向上を進めます。

生涯学習型施設(生涯学習交流館・センター)

全世代向けに講座を提供します。
学びや地域コミュニティの活動の場を提供します。



学びの場の提供を通して、市民がつながり、
市民主体のまちづくりを推進する施設

【生涯学習型施設】

生涯学習型施設38館のうち、特に、清水区の生涯学習交流館21館は、学習の拠点機能だけではなく、防災や地域づくりなど、地域コミュニティ活動の拠点としての役割も担っています。地域における自治会やコミュニティの活動の拠点として、各施設が果たしてきた役割や、施設の維持を求める声を踏まえ、当面の間は現行の施設配置を維持します。あわせて、施設の特性を活かしながら、子どもから高齢者まで誰もが受講しやすい講座や、学びの機会の充実を図り、生涯学習サービスの向上を目指します。

市民活動型施設(市民活動センター)

市民活動等の相談・支援機能を強化します。



市民活動やボランティア活動を支援し、
活力ある地域社会を実現する施設

【市民活動型施設】

市民活動型施設には、市民活動を促進し、活力ある地域社会の実現を目的として、市民活動に関する相談や支援を行う市民活動センター2館があります。今後は、市民活動支援に対する専門的なニーズに対応するため、当面の間、番町及び清水の両市民活動センターの施設配置を維持しながら、相談支援機能を強化していきます。

福祉交流型施設(市民交流センター)

地域の中で支え合う関係づくりを促します。



健康づくり、介護予防など、福祉の向上や
多世代の交流機会を提供する施設

【福祉交流型施設】

「老人福祉センター」「老人憩の家」「世代間交流センター」及び「勤労者福祉センター」は、健康づくりや教養の向上、交流や居場所の提供など、共通する役割を担っています。一方で、多くの施設で利用者が限定されていることから、多様なニーズに十分に対応できていません。

このため、各施設の配置や役割を維持しつつ、市民の皆様にとってより利用しやすい施設となるよう、施設名称を「市民交流センター」に統一し、利用対象の拡大や機能の充実を進めます。

地域振興型施設(都市山村交流センター)

都市と山村の交流を活性化します。



地域の特色を活かし、憩いの場の提供や
都市と山村の交流を推進する施設

【地域振興型施設】

地域振興型施設は、都市と山村の交流を促進し、地域の魅力を発信する拠点として、安倍川・藁科川流域の自然や文化を紹介する展示、郷土食づくりや農業体験などの農山村の文化にふれあう交流講座を開講しています。

今後もこうした機能を維持しながら、地域の食や文化などの魅力を伝える取組を充実させ、都市と山村の交流を活性化していきます。

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(1)市民の豊かな生活の実現(講座による個人と地域の課題解決)

※対象:生涯学習型施設

【具体策】

全世代向けに講座を提供します

- ・生涯学習センター・交流館の配置は当面維持し、学びの機会をさらに充実させます。
- ・より多くの方に必要とされる施設となるよう、障がいのある方や外国人も含め、若者や子育て世代など全世代が受講しやすい講座を提供します。
- ・趣味・教養に関する講座は全面廃止するのではなく、ライフステージのうち、例えば高齢者層については、「生きがいづくり」や「健康維持」をテーマとした講座も提供します。
- ・利用者ニーズを的確に把握するため、講座申込システムを構築し、受講者の属性や申込状況を分析し、必要な講座の検討につなげます。



これまでの考え方

生涯学習施設では、内容に偏りが出ないように、市独自の分野を設定し、原則、施設ごとに全分野の講座を実施してきました。これにより、幅広い興味・関心に応えることができていた一方で、施設利用者の年代に偏りがあり、幅広い市民に必要とされる講座を提供することができていたとは言えない状況にありました。

分野総称	個別分野群
a 人権・共生	憲法、人権、多様性の尊重、男女共同参画、DV、多文化共生、社会的包摂
b 政治・時事	政治、宗教、経済、国際関係、戦争体験、時事問題
c 情報・通信	情報リテラシー、メディアリテラシー、知的財産、デジタルデバイドの解消
d 職業・労働	職業能力の向上、キャリア観の形成、就労支援、労働問題、農林漁業体験
e 科学・技術	科学、技術、伝統工芸
f 環境・自然	環境問題、自然保護、自然体験、資源エネルギー問題
g 健康・医療	健康づくり、医療、介護、こころの健康
h 防犯・防災	防災、減災、被災時の対応、救命救急、防犯まちづくり、交通安全
i 子育て・教育	子育て、教育、読書、読み聞かせ
j 食育・食の安全	食育、地産地消、地域食材、食の安全
k 生活設計	消費者問題、年金、金融、保険、税金、生活設計、ライフプラン
l 郷土・地域	郷土理解、地域理解、地域産業、地域交流、お茶のまち、コミュニティデザイン
m 人材の育成	まちづくりの主役(原動力)となる人材の育成
n 教養・趣味	教養の向上・趣味等
o 体育・レク	体育・レクリエーション
p その他	その他

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(2) 地域力の向上

※対象：生涯学習型施設
市民活動型施設

【具体策】

市民活動の相談・支援機能を強化します

市民活動は、営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動です。地域における課題の解決に向けて主体的に取り組む市民や市民活動団体の皆さんの活動を下支えし、市民自治によるまちづくりを進めていくことが、市の役割です。

こうした視点から、静岡市では市民活動を支援するための施設として、番町市民活動センターと清水市民活動センターを設置し、市民活動に関する相談支援を行っています。

今後は、両市民活動センターの体制を強化し、生涯学習との連携の深化や多様な主体との協働基盤の整備等を通じて、市民活動センターが提供するサービスを充実させ、市民の力による地域づくりを促進します。

・生涯学習との連携

「地域デザインカレッジ」などの「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」の講座に市民活動センター職員が出向く機会を設け、受講中の学びや取組が講座終了後の地域活動につながるよう、活動内容の具体化、補助金・助成金制度の活用、先行団体等との関係づくりを支援します。

・相談業務の強化

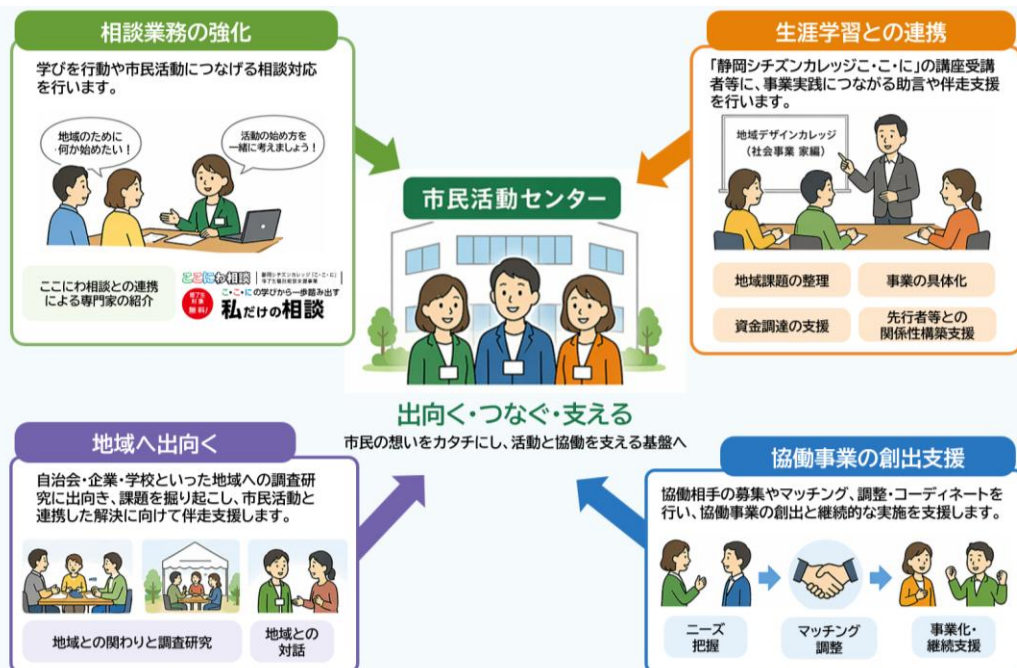
地域貢献やまちづくりに関心を持つ市民に対して、活動の始め方、地域課題の整理、資金調達などの相談対応を行います。特に、「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」の修了生に対しては、外部の専門家に相談できる「ここにわ相談」を行い、活動に対する具体的な助言を行います。

・協働事業の創出支援

市民活動センターが、市民活動団体を含む地域で活動する多様な主体の連携・協働の拠点となるよう、専門的な知見を有する職員の配置などを通じて、活動分野に応じたネットワークの構築、協働相手の募集・マッチング、関係者間の調整への伴走支援等の機能を強化し、協働事業の創出・継続を支援します。

・地域へ出向く

市民活動センター職員が、市民活動団体や自治会・企業・学校といった地域への訪問等を通じた調査研究を行い、地域に潜在する課題や活動ニーズを把握し、市民活動団体等の地域資源と連携して課題解決に向けた取組の具体化を支援します。



4 めざす姿の実現に向けた具体策

(3)誰もが満足して利用しやすい施設への転換

※対象:4分類の全施設

※4つの施設分類「生涯学習型施設」「市民活動型施設」「福祉交流型施設」「地域振興型施設」のほか、貸室を有する施設全てで検討を行います。なお、今回の見直しの検討における「貸室」とは、静岡市が設置する公共施設のうち、市民等(個人・団体)が予約手続きを行うことで利用できる会議室、多目的室等とします。施設の特性や利用実態を踏まえ、文化施設のホール等については除きます。

【具体策①】 貸室において利用しやすい運用に見直します

貸出時間割や利用者登録の方法、使用料の算定方法などについて、段階的に統一を行います。なお、統一にあたっては、現状の施設の利用実態などを考慮し、対応可能なものから順次見直します。

・貸出時間割について
地域クラブ活動の受入体制を整えるとともに、多様な活動の場を創出するため、午前、午後、夜間の3区分の時間割を採用している施設は、午前、午後1、午後2、夜間の4区分を基本とした見直しを行います。なお、午後の区分を2つに分割しますが、午後1と午後2を連続して使用することも可能です。

【見直しの一例】

※1 午後1、午後2の時間は2時間とし、各区分の間は30分空ける。
※2 使用料は従前の午後区分の料金を2分割する(10円未満切り上げ)。

見直し前			見直し後			
午前	午後	夜間	午前	午後1	午後2	夜間
午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後9時30分	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後3時	午後3時30分 ～ 午後5時30分	午後6時 ～ 午後9時30分
2,340円	3,130円	3,400円	2,340円	1,570円	1,570円	3,400円

・会議室等の名称について
全貸室の空き状況確認や予約ができるシステムの導入に向け、同用途の諸室の名称を統一します。

【統一後の名称と定義の一例】

- ア 集会室 机、椅子等が設置され、複数人で行う会議や打合せ、座学の研修、講座等を実施することを主たる目的としている部屋
- イ 多目的室 軽運動やオリエンテーションなど、多様な使い方ができる部屋
- ウ 多目的ホール イの定義に該当するもののうち、ステージ・舞台を有する部屋
- エ 調理室 調理行為を行うことができる厨房設備を有する部屋
- オ 和室 畳張りの部屋
- カ 工作室 木工や裁縫などの作業を実施できる設備が整っている部屋
- キ 音楽室 防音壁、防音扉等の設備が整っている部屋

※各室の名称と定義を予約システムなどに公表することで、名称変更に伴う利用者の混乱が生じないようにします。

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(3)誰もが満足して利用しやすい施設への転換

※対象:4分類の全施設

【具体策①】

貸室において利用しやすい運用に見直します (前ページ続き)

・利用者の登録制度について

利用者の登録情報を貸室を有する施設間で共有することで、施設ごとに必要だった利用者登録手続きを省略し、利用者の負担を軽減します。なお、利用者情報は、申請手続きに同意欄を設けるなどして、利用者の意思に沿った範囲での共有とします。

・使用料の算定方法について

生涯学習施設の利用料金については、施設ごとに「定員」又は「面積」を基準としているなど、算定方法に差異が見られることから、算定基準を統一し、より公平で分かりやすい料金体系への見直しを進めます。

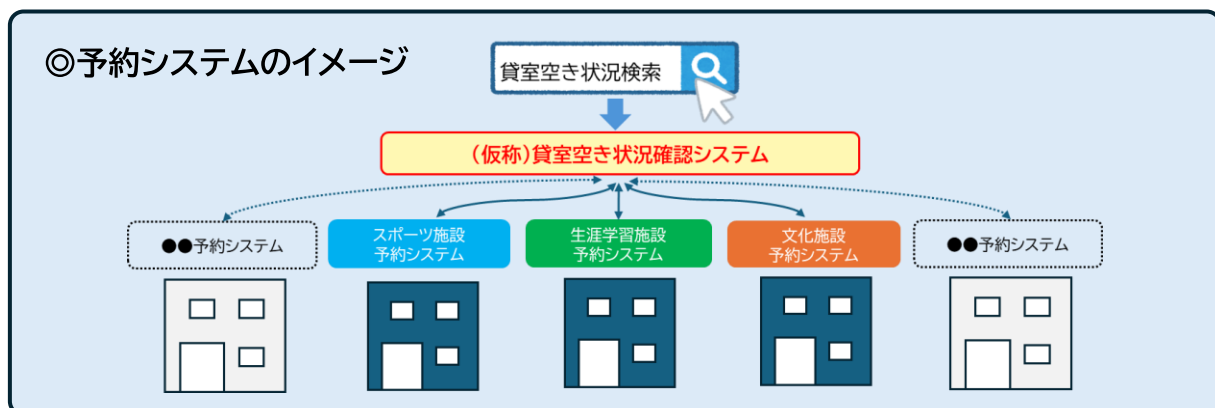
なお、旧静岡市域と清水区の生涯学習施設で適用される制度の違いについては、見直しに向けた検討を進めます。

【具体策②】

貸室の空き状況確認と予約の利便性を向上させます

これまで、貸室を利用する際は施設ごとに空き状況を確認する必要がありました。今後は、利用したい日時や部屋の条件を入力することで、複数施設の貸室を一括検索し、そのまま予約できるシステムを整備します。また、未対応の施設についても順次オンライン化を進め、利便性の向上を図ります。

なお、予約は引き続き窓口でも受け付けるほか、デジタル機器の利用に不慣れな方にも配慮しながら、手続きの支援等にも取り組みます。



【具体策③】

利用者制限を見直し、誰でも気軽に利用しやすい施設へ転換します

これまで年齢などの条件により利用者を限定していた施設については、利用者制限を見直し、誰もが利用できる施設へ転換します。一方で、市民の皆様が安全かつ快適に利用できるよう、施設ごとに適正なルールを設けます。

また、2025年度の市民意識調査などで確認できた市民ニーズや、今回の市民意見募集で寄せられた「居場所・健康づくり・孤立防止などの福祉機能」「多様な世代が気軽に使える場所」などを求める意見を踏まえ、施設の運用改善や既存スペースの活用を進め、多様な世代が利用しやすい施設づくりに取り組みます。

さらに、Wi-Fi環境の整備や自由利用スペースの設置については、利用実態を踏まえ、必要性の高い施設から整備を進めます。

4 めざす姿の実現に向けた具体策

(4) 講座受講・施設利用に係る公平性確保(サービスのモレ減少・ダブリ解消)

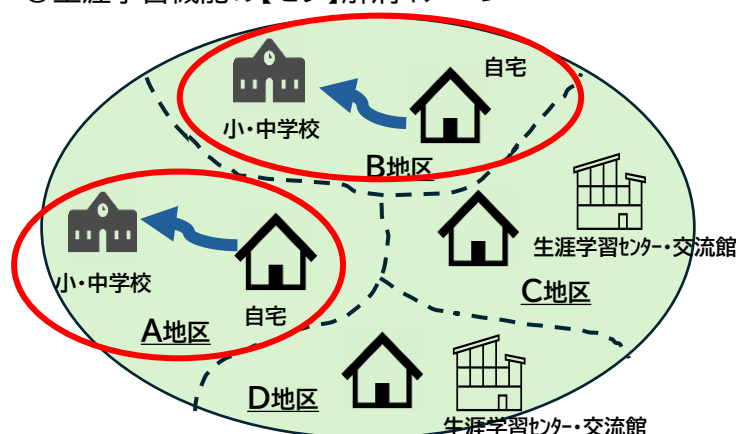
【具体策①】

※対象:生涯学習型施設

学校施設を活用したサービス提供を検討します

- ・生涯学習機能が身近にない地域については、需要を踏まえた上で地域内の小・中学校等を活用した講座や貸室サービスの提供を検討します。
- ・学校施設の活用については、学校の教育活動を最優先とした上で、セキュリティの確保や利用動線の分離などの課題を整理し、活用の可能性について検討を進めます。

◎生涯学習機能の【モレ】解消イメージ



・「モレ」がある地域

地域内の小・中学校等を活用した必要なサービスの提供を検討します。

・「モレ」がない地域

既存の生涯学習系施設を活用してサービスを提供します。

【具体策②】

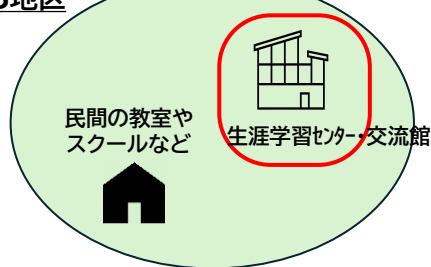
より多くの学びの場を提供します

- ・それぞれの生涯学習センターや交流館が概ね対象とするエリアにおいて、他の公共施設(老人福祉センター・勤労者福祉センター等)や民間事業者と講座の内容や対象を分担します。同じテーマであっても、例えば初級編と上級編など、内容をすみ分けて講座を行います。
- ・参加率が低い講座は、開催日時や内容など、原因を分析し見直した上で継続の可否を判断します。市の施策と関連した内容や、個人や地域の課題解決をテーマにするなど必要性が高い講座については、参加率が低くても継続実施します。
- ・講師の貸室利用を可能とし、これまで以上に学びの機会の確保を図ります。ただし、既存利用者が従来どおり利用できるよう制度を整理します。

A地区



B地区



例えば、A地区とB地区を比較すると、エリア内の講座の提供状況が異なります。地域の特性に合わせて、生涯学習センターや交流館で実施する講座内容や対象、回数を調整します。

【具体策③】

講座数・提供方法を見直します

- ・講座の実施数や内容については、各地区の対象人口の規模や貸室の利用状況を踏まえながら、ニーズに応じて見直します。
- ・オンラインやオンデマンド配信等、施設を訪れなくても講座に参加できるよう設備等の環境を整備します。

人口減少や施設の利用状況、建物の状況、周辺状況などを踏まえ、将来的な施設のあり方や配置については検討を進めます。